

## 上里町地方創生推進審議会設置要綱

### (設置)

第1条 国における「まち・ひと・しごと創生本部」等の連携を図り、上里町の人口問題を基軸とした施策の推進を図るため、上里町地方創生推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を行う。

- 1 総合戦略の審議および検証に関すること。
- 2 その他町長が審議会において行うことを必要と認めた事項

### (組織及び会議)

第3条 審議会は、上里町総合計画審議会の組織をもって充てることとする。

- 2 審議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

第4条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、これを主宰する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、委員があらかじめ指名した代理の職員を出席させることができる。
- 4 会長は、会議に出席の必要があると認める場合には、関係職員に会議への出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 審議会の事務局は、総合政策課総合政策係に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。